

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
その翌日  
に当り、  
休むときは、  
当日の翌日)

## 目 次

- ◇規 則 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期  
日を定める規則(人事課)
- ◇教委規則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(教  
職員課)

## 規 則

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則  
をここに公布する。

昭和六十二年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第六十七号

職員給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める  
規則

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和六十二年十二月鳥  
取県条例第三十五号)の施行期日は、昭和六十二年十二月二十四日とする。

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第六十八号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号)  
の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一 (第二条関係)

現 業 職 給 料 表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	89,200	167,600	207,600	252,600
2	91,900	175,400	215,800	261,500
3	94,600	183,100	223,800	270,400
4	96,500	191,100	231,700	279,400
5	99,500	199,200	239,400	288,500
6	102,700	207,200	247,100	297,500
7	105,900	223,800	251,600	306,500
8	109,500	231,700	260,300	315,300
9	113,600	239,400	269,000	323,500
10	117,900	247,100	277,900	329,300
11	123,600	251,600	286,900	338,600
12	130,100	260,300	295,800	347,300
13	137,300	269,000	304,600	355,900
14	143,900	277,900	312,800	363,000
15	149,200	286,900	320,400	369,500
16	158,500	295,800	326,600	373,900
17	165,800	304,600	332,400	378,000
18	173,000	312,800	337,400	382,000
19	180,000	320,400	343,100	386,000
20	186,900	326,600	348,200	389,800
21	192,700	332,400	352,700	
22	207,200	336,500	356,700	
23	215,100	340,400	360,700	
24	222,800	344,400	364,600	
25	230,200	348,200	368,300	
26	239,400	352,000		
27	247,100	355,800		
28	254,800	359,400		
29	262,500			
30	269,900			
31	276,900			
32	283,900			
33	289,700			
34	295,000			
35	299,800			
36	303,700			
37	307,400			
38	310,600			
39	313,600			
40	316,600			
41	319,600			
42	322,600			
43	325,500			
44	328,300			

別表第三の表中「九七、八〇〇円」を「九九、五〇〇円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の現業職員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の特替え等)

2 昭和六十二年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、切替日の前日におけるその者の給料月額に対応する附則別表の新給料月額欄に定める給料月額とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、知事が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

3 切替日からこの規則の施行の日の前日までの間において、この規則による改正前の現業職員の給与に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、知事の定める職員の改正後の規則の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、知事が定める。

(給与の内払)

4 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

5 前三項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則別表

最高号給を超える給料月額の切替表

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額
326,500 <sup>円</sup>	331,100 <sup>円</sup>	358,000 <sup>円</sup>	363,000 <sup>円</sup>	366,800 <sup>円</sup>	372,000 <sup>円</sup>	388,100 <sup>円</sup>	393,600 <sup>円</sup>
329,300	333,900	361,600	366,600	370,500	375,700	391,900	397,400
332,100	336,700	365,200	370,200	374,200	379,400	395,700	401,200
334,900	339,500	368,800	373,800	377,900	383,100	399,500	405,000
337,700	342,300	372,400	377,400	381,600	386,800	403,300	408,800

教育委員会規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年十二月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

鳥取県教育委員会規則第十一号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

## 別表第一 (第二条関係)

## 現 業 職 給 料 表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	89,200	167,600	207,600	252,600
2	91,900	175,400	215,800	261,500
3	94,600	183,100	223,800	270,400
4	96,500	191,100	231,700	279,400
5	99,500	199,200	239,400	288,500
6	102,700	207,200	247,100	297,500
7	105,900	223,800	251,600	306,500
8	109,500	231,700	260,300	315,300
9	113,600	239,400	269,000	323,500
10	117,900	247,100	277,900	329,300
11	123,600	251,600	286,900	338,600
12	130,100	260,300	295,800	347,300
13	137,300	269,000	304,600	355,900
14	143,900	277,900	312,800	363,000
15	149,200	286,900	320,400	369,500
16	158,500	295,800	326,600	373,900
17	165,800	304,600	332,400	378,000
18	173,000	312,800	337,400	382,000
19	180,000	320,400	343,100	386,000
20	186,900	326,600	348,200	389,800
21	192,700	332,400	352,700	
22	207,200	336,500	356,700	
23	215,100	340,400	360,700	
24	222,800	344,400	364,600	
25	230,200	348,200	368,300	
26	239,400	352,000		
27	247,100	355,800		
28	254,800	359,400		
29	262,500			
30	269,900			
31	276,900			
32	283,900			
33	289,700			
34	295,000			
35	299,800			
36	303,700			
37	307,400			
38	310,600			
39	313,600			
40	316,600			
41	319,600			
42	322,600			
43	325,500			
44	328,300			

別表第三の表中「九七、八〇〇円」を「九九、五〇〇円」に、「九〇、四〇〇円」を「九一、九〇〇円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の現業職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の特替え等)

2 昭和六十二年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、切替日の前日におけるその者の給料月額に対応する附則別表の新給料月額欄に定める給料月額とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、教育委員会が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

3 切替日からこの規則の施行の日の前日までの間において、この規則による改正前の現業職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、教育委員会の定める職員の改正後の規則の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、教育委員会が定める。

(給与の内払)

4 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払と

みなす。

(その他)

5 前三項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

## 附則別表

## 最高号給を超える給料月額の切替表

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額
326,500 <sup>円</sup>	331,100 <sup>円</sup>	358,000 <sup>円</sup>	363,000 <sup>円</sup>	366,800 <sup>円</sup>	372,000 <sup>円</sup>	388,100 <sup>円</sup>	393,600 <sup>円</sup>
329,300	333,900	361,600	366,600	370,500	375,700	391,900	397,400
332,100	336,700	365,200	370,200	374,200	379,400	395,700	401,200
334,900	339,500	368,800	373,800	377,900	383,100	399,500	405,000
337,700	342,300	372,400	377,400	381,600	386,800	403,300	408,800